

◆基本財産処分承認申請について

1 概要

社会福祉法人が基本財産を処分する場合は、基本財産処分承認申請書と理事会の議決等定款例で定める手続き後、古河市長の承認を得ることが必要です。

基本財産は、定款登載事項であるため処分した場合は、定款変更を伴うものになりますので、処分後は、速やかに定款変更の手続きをしてください。

なお、社会福祉施設の改築にあたり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助を受ける場合は、基本財産処分承認申請は必要しないことになっています。

2 基本財産担保承認申請の流れ

- (1) 事前相談（健康福祉部福祉総務課）
- (2) 理事会において、議決する。（評議員会を開催し、意見を聴取してください。）
- (3) 「基本財産処分承認申請書」を必要書類とともに、古河市長に提出する。
- (4) 古河市において審査（必要性・妥当性、法人の意思決定等）を行い、適当と認められた場合には「基本財産処分承認書」を交付。
- (5) 承認後、速やかに定款変更を行い、変更届を提出

3 申請時期

基本財産の処分が必要になった時期で、特に期限はありませんが、余裕を持って計画してください。

4 申請書類及び添付書類

- 基本財産処分承認申請書
- 添付書類

別紙添付書類一覧を参照してください。

5 提出部数

図面等を除き、A4版とし、正副各1部提出してください。

別紙

基本財産処分申請に係る添付書類

区 分	不動産 売却	建 物 取壊し	基 金 取崩し	備 考
処分承認申請書	○	○	○	正副 1 部
理事会及び評議員会議 事録の写し	○	○	○	理事長名で原本証明
財産目録	○	○	○	処分前のもの
不動産登記事項証明書	○	○	—	原本
不動産評価証明書	○	—	—	原本
残高証明書	—	—	○	原本
売買価格を称する書類	○	—	—	売買契約書、売買確約書
売却金及び現金等使途 計画書	○	—	○	具体的に記載（施設建設の場 合は計画書及び図面） 理事長名で原本証明
建物の図面	△	○	—	土地建物を売却する場合は、 図面を添付、平面図
現行の定款	○	○	○	理事長名で原本証明